

昭和32年 8月26日



第101号

区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
長谷川 久 勇
編集
総務課総務係
電話89代表 { 0151
 3111

足立区千住2の55
株式会社 巧文社(織田)
電話 ☎ 1165、1166



— 区では千住、西新井消防署の協力で9日朝午前9時から千住新橋下荒川放水路で両消防団員を動員して大がかりな水防訓練が行なわれました。幸いここ数年来大した災害はありませんが水防技術の向上と又水防の重要性を認識させるうえに大きな効果をあげました。

資金にお困りの人に

生業資金の貸付

区では一般金融機関から融資を受けるのが困難な人に独立した生計をたてるために必要な資金として総額二百一十万円を一世帯三万円の範囲内で貸付けることになりました。
貸付を受けられる人………
生活保護をうけているか又はうけるうれいがある者でこの資金を借りることによつて生活保護を受けなくてもすむ状態にある者で

心暖まる 水害見舞品!

水害見舞品!

(1) 区内に一年以上居住している者

(2) おもにこの貸付金による職業で生活をたてること

(3) 事業計画が具体的、实际的で直ぐ事業が始められること

(4) 特別区民税を完納していること

(5) 確実な保証人が二人あること

(6) 既に生業資金を借りた人は元利金を返済していること

以上の条件を備えた人で資金を借り受けた人には一世帯三万円までを三年以内日歩二銭五厘の条件で貸付けます。
申込受付………
(二頁下段につづく)

八月二十六日から三十日まで区役所民生課、梅島支所庶務課で申請書の交付、受付、又は相談に応じます。

先日の西九州の豪雨による被災者に慰問品やお金が続々と足立区に届けられています。これらの金品は日本赤十字社東京都支部の手を通じて被災者に贈られることになっています。

八月二十三日現在区に届けられた金品と氏名は次のとおりです。(敬称略)

- 立石金三 (一包) 松本弘三郎 (一包) 藤原淑子 (一包) 柴田とく子 (一包) 森とよ子 (一包) 並木留吉 (一包) 中村 (一包) 倉持 (一包) 滝口勝通 (一包) 田中春雄 (二包) 水野 (一包) 中島和治、白土定衛 (一包) 神野庚子郎 (一包) 五反野西自治会婦人部 (二包) 千住四丁目自治会 (四一包) 西加平わかば子供会 (七点) 八千代町母の会 (三包) 千住一丁目町会 (一四包) 千住二丁目町会 (二五包) 千住五丁目町会 (七包) 梅田通町会 (二包) 宮元町々会 (二七包) 橋戸町婦人会 (三二包) 自治親和会 (五十包) 大室亀吉

引揚者給付金の受付 八月から区役所で

第二十六国会で成立した引揚者給付金等支給法によつて八月一日から区役所民生課、梅島支所庶務課で請求書の受付や請求についてのご相談に応じております。

引揚者のみなさんへ

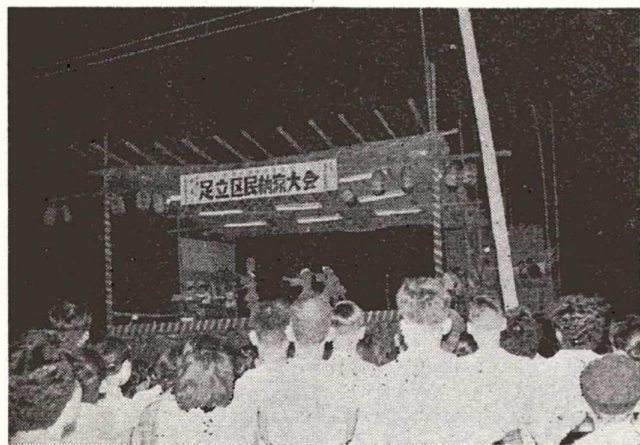
この法律は引揚者が終戦によつて外地における生活の基盤を失い、日本に引揚げを余儀なくさせられ、国内での生活の再建にいろいろの困難に直面していることから、引揚者に対してその処遇の方法として制定されたものです。昨年七月の引揚者実態調査で判明しただけでも区内には一、〇六〇世帯、三、四九六名の引揚者がいますので窓口も相当の混雑が予想されますから次のことをよく知つて請求の手続をして下さい。用紙は窓口にて用意してあります。

- 一、給付金請求に必要な書類
- (1) 引揚者給付金請求書
- (2) 引揚者給付金請求者が引揚者であると認めること

給付の種類	該当者	年齢	支給額	備考
引揚者給付金	(1) 8月15日以後外地から引揚げた者 (2) 終戦前6ヶ月以上外地に生活の本拠があつた者 (3) 昭和27年4月29日以後の引揚者で戦争犯罪人および外地強制残留者	50才以上	28.000円	(満年齢による) (年齢は終戦時の)
		50才以上50才未満	20.000円	
		18才以上30才未満	15.000円	
		18才未満	7.000円	
(但し(3)に該当するものは年齢にかかわらず28.000円)				
遺族給付金	引き揚げるべき境遇にあつて外地で死亡又は外地に抑留中死亡したものの遺族	18才以上	28.000円	(時の満年齢) (年齢は終戦による)
		18才未満	15.000円	
遺族給付金	引き揚げて来たのち本法施行前に満25才以上で死亡した者の遺族	50才以上	28.000円	(時の満年齢) (年齢は終戦による)
		30才以上50才未満	20.000円	
		18才以上30才未満	15.000円	
		18才未満	7.000円	

- (3) 請求者の昭和三十二年四月一日における戸籍または住民票の謄本または抄本
- (4) 請求者および配偶者のそれぞれ昭和三十一年度分の所得税額証明書
(この場合所得税額が配

偶者の合計額八八、二〇〇円こえる者には給付金は支給されません)
(5) 請求者の昭和二十年八月十五日における本籍地を明らかにする当該本籍地の市町村長の証明書
(6) 請求者が平和条約第十一条の裁判により拘禁された者や残留を余儀なくさせられていたものである場合にはその事実を認めることのできる書類



暑さにうだる8月3,4日の夜足立区観光協会の催した足立区民納涼大会に涼を求める区民で新橋グラウンドを埋め、午後10時まで踊り、のど自慢に暑さを忘れた真夏の夜のひとときでした。

二、引揚者給付金ならびに遺族給付金は記名国債で支給されますが、その額は左上の表のとおりです。
三、その他
区役所では請求書の受付、点検、審査、進達および請求についての相談、国債の代理受領および受給者への交付事務を扱います。
給付金は記名国債で交付されることは前述のとおりですがこれは一〇年償還年利六分です。
給付金を受ける権利を認定するものは当該本籍地の道府県知事が行ないます。
その他詳しいこと、不明の点は区役所民生課にお問合わせ下さい。

自衛官募集中
六月十日から九月二十日まで次のように第二次募集が行なわれていきます。
(資格)
満十八才以上二十五才未満の者で中学卒業程度の学力がある者
(試験)
十月八日から十月二十六日のうち一日間
足立区内の応募者は足立区産業振興館で試験実施の予定
受付は足立区役所総務課で行なつていきます。
詳しいことは総務課884四〇にお問合わせ下さい。

- (一頁下段からつづく)
- (一包) 婦人学級いづみ学級
- (二包) 元町々会(一〇七点)
- 長門北部自治会(三十一一点)
- 黒瀬和子(三三三)
- 本木三丁目更町会(四四包)
- 本木三丁目南町会(五五包)
- 千住東町堤自治会(三十五包)
- 梅田東町自治会(二十包)
- 千住三丁目町会(二十四包)
- 山本元一(六包)
- 泉沢磁(一包)
- 足立区身体障害者福祉協会本木地区(一、五〇〇円)
- 柳町婦人会(一五、〇八五円)
- 千住三丁目自治会(二七、三〇〇円)
- 千住一丁目自治会(一六、一三〇円)
- 大川町南婦人会(一、一六五円)
- 大川町東婦人会(八、七四〇円)
- 五反野西自治会婦人部(一〇、〇〇〇円)
- 伊藤谷西町婦人部(一、〇〇〇円)
- 大川町西婦人部(五、六〇二円)
- 寿町北婦人会(五、一五〇円)
- 寿町南婦人会(一〇、九一〇円)
- 千住四丁目自治会(一七、一六〇円)
- 西加平町わかば子供会(一、二三六円)
- 八千代町母の会(一七、二三〇円)
- 千住二丁目町会(三七、六六五円)
- 千住五丁目町会(二一、七〇〇円)
- 梅田通町会(六二〇円)
- 千住東町堤自治会(三七六円)
- 橋戸町婦人会(一、〇〇〇円)
- 千住宮元町会(二〇〇円)
- 石鍋保蔵(一包)

区政の話

地方自治と特別区

(8)

私達は生れるとすぐに区役所や町役場へ出生届が出されま

そしてこれが今後の長い社会生活の出発点となり、あらゆる権利を生み出すものとなります。そして私達が地方自治との関係が始まる第一歩で地方自治と誕生とは切つても切れない関係をもつてきます。

毎日の生活で戸籍・配給・学校・警察・消防・住宅・道路交通・水道等の自治政を通じて私達の日常生活は地方自治の生活ともいうことができま

地方自治は何故そんなに大切なものでしょうか。「地方自治は民主主義の学校でありその成功の最良の保証人である」とアメリカのブライ

即ち民主主義の進展は先ず地方自治の確立からということができます。そして地方自治が大切であるということにはすべて身近な行政を対象としているということもあげられます。

学校を建てるのにどこに建てたら良いか、街灯はどこに付けようか、そういうことはそこに住んでいる人が一番よく知っています。そこでそこに住んでいる人達が協力してこれをやつていくというのが地方自治です。又「所変れば品変る」というようにその地方で社会経済等いろいろ事情が變つてきます。そこでこれ等の事情に応じたことをやるにはそこに住む人達が最も適しています。こうして地方自治体をつくり地方自治をやつていくことはそれが要だといふより、そうであるべきが当然とされて

だけを行います。それぞれの区は自治団体として法人格をもち執行機関としての区長、意思決定機関としての区議会をもつています。ですからちようど市と同じような性格をもつていけるといえるのですが、二十三区は生成発展の沿革から、社会的、経済的に一体不可分の関係にあり、二十三区が一つの大都市としての性格をもつています。つまり特別区は日本の政治、経済、文化の中心として巨大人口を擁し一般の市と肩を並べ得るものですが、市と違つて区相互が密接な関係をもちつつ発展

したもののなです。そしてそれぞれ区独自の歴史と伝統をもとに特殊性を發揮していろいろな政策を行ない部分社会としての発展を期しています。しかし区はそれぞれ孤立しているわけではなく、大都市として発展していくために住民の受ける福祉や負担は公平で均質なものではなくてはなりません。以上のことから特別区にはいろいろな特質があります。例えば区長を選ぶ方法とか特別区の仕事の内容、財政の問題などですが、このことは又次の機会にゆつくりお話ししようと思ひます。

北三谷町の一部葛飾区に町名も変更

足立区北三谷町一部一〇〇番地先一、七三四坪と三五〇番地先二、四〇四坪の区域は区画整理の結果地理的にもその他の事情からも足立区より葛飾区に編入した方が良くと考えられたので去る三月の区議会で境界変更の議決を経て七月の都議会で最終的にきまりました。又時を同じにして北三谷町の町名が一部変更されます。それは北三谷銀座以南の地域を区画整理に従つて一、二丁

巖に會つて、進退きわまり、神仏の加護を求めるといふ道に道なしと、兵を集めて西の方石清水八幡宮に向ひ勝利を祈願し再び前進したところ、賊は北東に圧され陽は賊の面を射て屍の山を築き義家は大勝したので奥洲征伐の後再びこの地に立ち寄つて八幡の神社を建て、傍に一寺を建立し戦死者の供養をした。戦が旧暦六月の炎天の日であつたのでこの寺を炎天寺と名付け、村を六月村と呼ぶようになったといふ。

「六月村の炎天寺、住職は土用坊、おかみさんはお夏さん」といふおもしろい文句はこれによつておきたのかも知れない。



六月炎天寺の起り

(戸籍手数料の一部かわる) 希望すれば上質紙でも

戸籍、除籍の謄抄本や婚姻離婚の受理証明書などの手数料の一部が八月一日から四十円(今までは三十円)に改められました。改正になつたものは、戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明・婚姻、離婚届出受理証明、戸籍除籍等の書類閲覧

風水害にそなえて

災害についての心得

毎年六月から十月にかけて、台風やそのほか暴風雨による被害が多くなります。

東京地方での最近の大きな被害は昭和二十二年九月のキヤスリン台風で利根川堤防が決壊して葛飾、江戸川の全域と足立区の一部に被害をうけ、昭和二十四年九月にはキテイ台風で東京湾に異常高潮が押し寄せ沿岸の家屋に大きな被害をもたらしています。

その後昨年までは大きな被害はないのでこのような被害も直接罹災した方以外忘れ勝ちになっているのではないのでしょうか……

足立区ではことしの風水害発生の場合にそなえて災害救助隊を組織して被害を最少限に留める態勢を整えております。しかしこれも都民であり区民であるみなさんが災害防止に真剣になつていただかない限り効果をあげることはできません。

「災害は忘れた頃にやつて来る」といわれています。

東京はここ数年比較的平穏な年が続いていますが、忘れた頃が大切です。そこで強風や

風水害の型

大水による被害の発生や防止についてどんな注意が必要か述べてみましょう。

雨台風

台風は一般的に進行方向の右側では雨より風が強く吹き左側では雨の方が強く降ることが多いようです。このため台風が東京地方の左右いずれを通るかで、雨による水被害になるか風による被害になるかをおおよそ判断することができます。

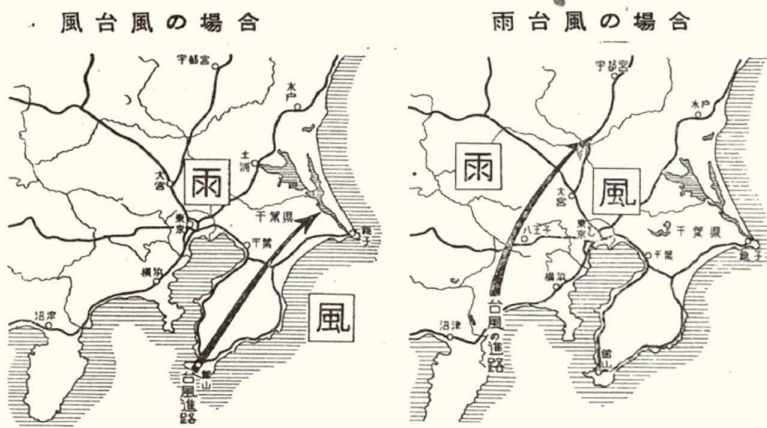
つまり台風が房総附近を北東に進むような場合は雨の最も強く降る地域が秩父山地や関東山地附近になるのでこの山岳地帯はもちろん平野部にも相当多量な雨が降り大小の川がはんらんして、関東平野の各地で堤防が切れたり、浸水家屋が出る大規模な被害をもたらします。

台風が関東に接近してくると新聞、ラジオニュースではほ

進路を知ることができずから雨台風のおそれがあるときは低地では浸水にそなえるとともに通過後の河川の警戒が必要で

風台風

台風の進む方向の右側にあ



る地域は雨より風の方が強くなる傾向があることは先に述べましたが、これを東京地方にあてはめてみると台風が東京の西北部又は埼玉県や群馬県附近を東北に進んだ場合、東京都附近は最も風の強い区域が通過し雨よりも風による被害が多く発生することになります。

又このような台風が通過する時が丁度満潮になつていると異常高潮による被害をもたらすことがあります。

地降り浸水

台風、暴風雨などによる大雨のほか一時的な豪雨でも低地帯ではしばしば浸水被害をうけることがあります。

足立区も一部がこの低地帯にあつていて一九ヶ所の排水場で排水をしています。ポンプの排水能力を越える雨量があると当然滞水を生じて浸水被害をもたらしますがこのような浸水は家が流されるような被害

はなく雨があがると間もなく減水するのが普通です。

災害を防ぐには家庭で注意すべき点

1. 気象情報に関心をもつこと
2. 災害防止の対策は次のように

(水害の対策)

- (1) 家のまわり、下水、道路わきのみぞは排水よくしておく
- (2) 小川のごみ類は近所の人達で協力して取除いておく、小川にごみを捨てるのが最もいけない
- (3) 敷地が低い家では、雨水の流れ込みを防止するため土俵を準備しておく
- (4) 屋根や雨どいの補修をして雨もりなどをなくす

このほか低地帯ですぐ浸水しやすい地域は次のこととしておく

- (1) 浸水でぬれて困るものや流れ出すものは高い所に
- (2) 床上浸水で避難する場合を考えて必要な身回り品はまとめておく
- (3) 浸水地帯では消化器系統の病気がまんえんすることがあるので家庭用保健医薬品も準備しておく
- (4) 浸水後建物を早く乾燥させるため、床下、物置等にはごみ類の浸水を防ぐ板をはしておく

(風害の対策)

- (1) 屋根のいたんでいるところは補修しておく
- (2) 看板、広告類は取付けを厳重にし飛散防止の補強をしておく
- (3) 古い家屋や板べい等は、倒壊防止の補強しておく
- (4) 雨戸、ガラス戸が風ではずされないよう補強するかささえに必要な板や材木を準備しておく
- (5) 立木や竹等が電線に触れるおそれがある場合は停電を防ぐため枝を取除いておく
- (6) 停電の場合を考慮し、ロソク、懐中電灯を用意しておく

むすび

台風や暴風雨による被害は天災ですが、この天災もいまだ述べたことを実行していただければある程度人為的に軽減できるものです。

皆さんのご協力をお願いします。

- 危険地域には立ち入らない
- 不急不用の外出を避ける
- 感電事故を防止する
- 火気の取扱いに注意する
- 衛生に注意する